

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目 2 番 1 0 号

(商 号) 株式会社ジー・テイスト

上記被審人に対する平成 2 5 年度 (判) 第 2 号金融商品取引法 (以下「法」という。) 違反審判事件について、法 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 億 0 1 4 5 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 5 年 7 月 2 4 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法 1 7 8 条 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法 1 7 8 条 1 項 2 号及び 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 2 5 年 5 月 2 3 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項2号及び4号に該当

被審人は、宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号に本店を置き、その発行する株式が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどした結果、東北財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成21年 8月14日	第51期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が3,703百万円であるところを4,683百万円と記載	・のれんの過大計上
2	平成21年 11月13日	第51期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純損益が▲1,136百万円であるところを▲181百万円と記載	・抱合せ株式消滅差損の過少計上等
3	平成22年 2月12日	第51期事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年12月31日 の第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純損益が▲952百万円であるところを▲22百万円と記載	・抱合せ株式消滅差損の過少計上等
4	平成22年 6月24日	第51期事業年度会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲612百万円であるところを292百万円と記載	・抱合せ株式消滅差損の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

- 1 平成21年8月14日、第51期第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（第1回及び第2回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月31日、新株予約権付社債を1,650,000,000円で取得させ、
 - 2 平成22年10月4日、第51期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（第2回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月21日、20個の新株予約権を101,135,700円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、
 - 3 平成22年10月4日、第51期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（第3回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月21日、新株予約権付社債を200,000,000円で取得させ、
 - 4 平成22年10月4日、第51期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（第4回及び第5回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月21日、新株予約権付社債を170,000,000円で取得させ、
- もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号4

法172条の4第1項本文、24条1項

番号1、同2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法172条の2第1項1号、3項、5条1項、3項、176条2項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2、同3及び同4

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第51期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第51期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第51期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第51期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書（以下「第51期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第51期第1四半期報告書	200,772円
第51期第2四半期報告書	293,014円
第51期第3四半期報告書	282,845円
第51期有価証券報告書	263,209円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第51期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第51期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第51期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第51期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第51期第1四半期報告書、第51期第2四半期報告書、第51期第3四半期報告書及び第51期有価証券報告書が、いずれも第51期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第51期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第5 1期第2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第5 1期第3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第5 1期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法172条の2第1項1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

① 平成21年8月14日提出の有価証券届出書（第1回及び第2回新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、

$$1,650,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 74,250,000 \text{ 円}$$

② 平成22年10月4日提出の有価証券届出書（第2回新株予約権証券）に係る課徴金の額は、

$$101,135,700 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 4,551,106 \text{ 円}$$

について、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、4,550,000円

③ 平成22年10月4日提出の有価証券届出書（第3回新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、

$$200,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 9,000,000 \text{ 円}$$

④ 平成22年10月4日提出の有価証券届出書（第4回及び第5回新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、

$$170,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 7,650,000 \text{ 円}$$

となる。